

「細見谷林道」賦課金訴訟判決

原告「違法な支出にメス」

廿日市市、請求棄却を評価

廿日市市吉和の細見谷溪畔林を賣く幹線林道建設の受益者賦課金に絡む損害賠償請求訴訟で、市が地元林業組合の賦課金を全額補助してきた支出を違法と判断した21日の広島地裁判決。原告の市民は「違法な支出にメスが入った。市や議会は判決を重く受け止めるべきだ」と評価した。一方、原告の訴えは退けており、市側は「主張が認められた」と受け止めた。28面関連。

(桑原正敏)



受益者賦課金訴訟の判決後、会見する金井塚さん(左から2人目)たち原告団

判決後、弁護士会館は「市と議会は判決を原告側が開いた記者会見。賦課金への公金支出が違法とされた点について、原告の一人で自然保護団体の広島フイールドミュージアムの金井塚務代表(60)は「市と議会は判決を重く受け止めてほしい。細見谷溪畔林の保全につなげてほしい」と話した。さらに「全国に同様のケースがあり、無駄な公共事業に歯止めがかかる」とし、控える」としている。

自治体の賦課金調整へ

県が整備を引き継がず建設中止となった、幹線林道戸河内(安芸太田町)―吉和(廿日市市)区間(全長24・3km)。補助金の形態を含め廿日市市や安芸太田町、県などが支払ってきた受益者賦課金は今後見直される。幹線林道の整備費の一部は、民有林所有者などが受益に応じて事業主体の独立行政法人緑資源機構に賦課金として支払う仕組みだった。だが、機構は2008年3月に廃止。徴収は独立行政法人森林総合研究所が継いだ。同研究所によると、賦課金は事業費の5%と金利。既に整備を終えた区間11・6kmの事業費は約79億円で、賦課金総額は約5億7400万円、うち11年度末見込みで約3億6千万円が支払われた。内訳は西山林業組合(同市)へ全額補助の廿日市市側が約4500万円(うち支払い済み約2840万円)▽安芸太田町側は約2億6800万円(同約1億6800万円)など。同研究所は現在、賦課金額を調整中。整備区間に応じて過払いが出れば還付する。廿日市市側は整備済みが約1288万円で、還付される見通しという。

安芸太田町は、町内部分の工事は大半が完成し一定の便益も受けているとして、残る約1億円も当初の計画通り負担する方針だ。(桑原正敏、畑山尚史)

た。

被告の市側はこれまで、人工林の管理や効率の整備のため幹線林道は不可欠と主張。西山林業組合(同市)への補助金交付については、吉和地域の林業復興対策などとして公益性があるとしてきた。判決で指摘された支出の違法性について市は「内容を詳細に検討しており、コメントは控える」としている。